



令和2年(2020年)2月26日

北海道商工会連合会
会長 荒尾孝司 様

北海道知事 鈴木 直道

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について(依頼)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けては、今が大変重要な時期であり、道民が一丸となって対策に取り組む必要があります。

職場において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るためには、手洗いや咳エチケット等の感染対策を徹底していただき、従業員の方々に発熱等の風邪症状が見られるときには、会社を休み、外出を控えていただくことが大切であり、そのためには事業主の皆様の理解が必要です。

つきましては、本道において多くの感染事例が発生していることに鑑み、貴団体におきましては、会員団体・企業等に次の取組への協力をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

記

1. 職場における感染拡大防止に向けた、手洗いや咳エチケットの徹底
2. パートタイム労働者、派遣労働者、有期雇用労働者など、多様な働き方で働く方々も含めて
 - ・労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
 - ・労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
 - ・感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用
3. 小中学校が臨時休業となった際に労働者が休みやすい環境の配慮

【担当】

経済部労働政策局雇用労政課

働き方改革推進室 石原

電話：011-204-5354

Email：ishihara.toshihide@pref.hokkaido.lg.jp

主な相談窓口等

【厚生労働省】

厚生労働省の電話相談窓口

- 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- 受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

新型コロナウイルス感染症に関する企業の方向けQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

リーフレット「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

【北海道労働局】

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

- ～新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談（解雇・休業関係）の窓口～
- 開設場所：北海道労働局 雇用環境・均等部指導課内
- 電話番号：011-707-2700
- ※受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

【道】

労働相談ホットライン

- ～労働関係に関する相談窓口～
- 電話番号：0120-81-6105
- ※受付時間：月～金 午後5時～午後8時、土 午後1時～午後4時

働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援

- ～社会保険労務士などの専門家を派遣し、企業の働き方改革の取組を支援～
- 申請先・問い合わせ：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室
- 電話番号：011-204-5354

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染 ひまつ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでは、症状などをお聞きしたうえで、必要な場合は、専門の「帰国者・接触者外来」などの医療機関をご紹介します。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
● 札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
● 旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8:45~17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45~19:00
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50~17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45~17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 ※今後24時間体制を検討中であり、改めてお知らせします。	011-204-5020	平日 17:30~21:00 土日祝 9:00~21:00

(道立保健所の相談センター一覧) ※以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho-kikokushasessyokusya.htm>



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
● 厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00~21:00 (土日祝も含む)
● 札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般電話相談窓口)	011-632-4567	9:00~21:00 (土日祝も含む)
● 旭川市保健所	0166-26-2397	平日 8:45~17:15
● 市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8:45~17:30
● 小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8:50~17:20
※上記以外にお住まいの方		
● 道立保健所	※以下参照	平日 8:45~17:30
● 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30~21:00 土日祝 9:00~21:00

(道立保健所一覧) ※以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

